

第 2 章 市民の役割

原案	<p>(市民の役割)</p> <p>第 4 条 市民は、まちづくりの主体としての意識を持ち、協働のまちづくりに自主的に参加、協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、市が発信するまちづくりに関する情報に関心を持ち、積極的に情報を得るよう努めるものとする。</p> <p>3 市民は、自らの住む地域に関心を持ち、相互に連携、協力し、地域コミュニティの活性化と地域課題の解決に向け主体的に行動するよう努めるものとする。</p>
修正案	<p>(市民の役割)</p> <p>第 4 条 (第 1 項及び第 2 項省略)</p> <p>3 市民は、自らの住む地域に関心を持つとともに、<u>お互いの立場を理解し連携、協力を図り</u>、地域コミュニティの活性化と地域課題の解決に向け主体的に行動するよう努めるものとする。</p>